令和4年第1回市議会(定例会) 議案(条例関係) 新旧対照表

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

堺 市

り

				頁
(付議多	案件 綴	及び同	説明資料綴 その2)	
議案第	10	号	堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第	11	号	堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第	12	号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.1
議案第	13	号	堺市基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.5
議案第	14	号	堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.7
議案第	15	号	堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.9
議案第	16	号	堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
議案第	17	号	堺市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
議案第	18	号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
議案第	19	号	堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

<議案第10号 堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成19年条例第40号)新旧対照表

現行

改正後 (案)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1)条例等 本市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア (略)

イ アに掲げる機関の職員であって法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)をいう。)又は条例等の規定により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ (略)

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1)条例等 本市の条例及び規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)並びにその他の申請、届出その他の手続に係る市の機関等が定めるその根拠となる規定(次号ウに掲げるものにあっては、本市の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。)並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第55条第1項の規定に基づき大阪府の条例により本市が処理することとされた事務に係る大阪府の条例及び規則をいう。
 - (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。

ア (略)

イ アに掲げる機関の職員であって法令(法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)をいう<u>。以下同じ</u>。)又は条例等の規定により独立して権限を行使することを認められたもの

ウ (較)

$(3) \sim (5)$ (略)

- (6) 申請等 申請、届出その他の<u>条例等</u>の規定に基づき市の機関等に 対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 <u>条例等</u>の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) (略)

(3) \sim (5) (略)

- (6) 申請等 申請、届出その他の<u>法令又は条例等</u>の規定に基づき市の 機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の<u>法令又は条例等</u>の規定に基づき市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。
- (8) 縦覧等 <u>法令又は条例等</u>の規定に基づき市の機関等が書面等又は 電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをい う。
- (9) 作成等 <u>法令又は条例等</u>の規定に基づき市の機関等が書面等又は 電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) (略)

<議案第11号 堺市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)新旧対照表

現行

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

 $(1) \sim (3)$ (略)

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) (略)

イ~エ (略)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

改正後 (案)

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)~(3) (略)

- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(削除)

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項本文に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ~エ (略)

(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育 児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において 「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤 職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業 の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合 又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当 該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日 とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日か ら当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日 数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が堺市職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例(昭和46年条例第18号。以下「勤務 時間条例」という。) 第11条第5号の規定による出産のための特 別休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした 日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より 後の日であるときは、当該経過する日)

(3) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第2条の3 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める日は、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) (略)

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の養育する子の 1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育 児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下「地方等育児休 業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子に ついて育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日と された日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等 育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か 月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から 起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳 到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出 生の日以後当該非常勤職員が堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例(昭和46年条例第18号。以下「勤務時間条例」とい う。) 第11条第5号の規定による出産のための特別休暇により勤 務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した 日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であると きは、当該経過する日)

(3) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第18条 育児短時間勤務をしている職員についての堺市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項 決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、堺市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第19条の規定により読み替えられた堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする

(育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い)

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 第18条 育児短時間勤務をしている職員についての堺市一般職の任期 付職員の採用等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄 に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項 とする	とする。この場合において、地方公務員の
	育児休業等に関する法律第10条第1項に
	規定する育児短時間勤務(同法第17条に
	規定する短時間勤務を含む。)をしている
	職員の給料月額は、その者の受ける号給に
	応じた額に、堺市職員の育児休業等に関す
	る条例(平成4年条例第3号)第19条の
	規定により読み替えられた堺市職員の勤務
	時間、休日、休暇等に関する条例第2条第
	1項ただし書の規定により定められたその
	者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時
	間で除して得た数(次項において「算出
	率」という。)を乗じて得た額とする
(略)	

(育児短時間勤務をしている職員の勤務時間の取扱い)

第19条 育児短時間勤務をしている職員についての勤務時間条例の規 定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間条例の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第3条第1項	再任用短時間	育児短時間勤務職員
ただし書	勤務職員 <u>及び</u>	
	任期付短時間	
	勤務職員	
	これらの目	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に
		従い、これらの日
	ことができる	ものとする
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

- 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (略)
 - (2) <u>次のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第 28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下 「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)
 - ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会

(略)		
第3条第1項	再任用短時間	育児短時間勤務職員
ただし書	勤務職員 <u>、任</u>	
	期付短時間勤	
	務職員及びパ	
	ートタイム会	
	計年度任用職	
	<u>員</u>	
	これらの日	必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に
		従い、これらの日
	ことができる	ものとする
(略)		·

(部分休業をすることができない職員)

- 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) (略)
 - (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員(地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(削除)

(削除)

規則で定める非常勤職員

(会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

- 第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対しては、第7条第2項、第8条及び前条の規定は適用しない。
- 2 会計年度任用職員に対する第7条第1項<u>第23条第2号ア</u>、第2 4条第1項及び第25条の規定の適用については、次の表の左欄に掲 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる 字句とする。

第7条第1項	堺市職員の給与に関する	堺市会計年度任用職員の給与及
	条例(昭和29年条例第	び費用弁償に関する条例(令和
	6号。以下「給与条例」	元年条例第48号。以下「会計
	という。)第23条第1	年度給与条例」という。) 第1
	項	0条第1項
第23条第2	1年	<u>6 か月</u>
<u>号ア</u>		
第24条第1	/ m⁄z \	
項	(略)	
(略)		

3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定 する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」とい う。)のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者 (会計年度任用職員の育児休業等の取扱い)

- 第28条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対しては、第7条第2項、第8条及び前条の規定は、適用しない。
- 2 会計年度任用職員に対する第7条第1項、第24条第1項及び第2 5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	堺市職員の給与に関する	堺市会計年度任用職員の給与及
	条例(昭和29年条例第	び費用弁償に関する条例(令和
	6号。以下「給与条例」	元年条例第48号。以下「会計
	という。)第23条第1	年度給与条例」という。) 第1
	項	0条第1項
	規則	規則(教職員にあっては、教育
		委員会規則)_
第24条第1	/ m&z \	
項	(略)	
(略)		

3 前項の規定にかかわらず、地公法第22条の2第1項第1号に規定 する会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」とい う。)のうち、本市の常勤の職員(常時勤務に服することを要する者 をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員(地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)の例による。

(新設)

(新設)

(委任)

をいう。)その他これと同等と認められる職員であった者で、パートタイム会計年度任用職員として本市に任用されたものについては、本市の再任用短時間勤務職員(地公法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で、地公法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)の例による。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第29条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその 配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出 たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を 知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確 認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第30条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるように するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 (委任)

<u>第29条</u> (略) <u>第31条</u> (略)

<議案第12号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例>

職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年条例第5号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(服務の宣誓)	(服務の宣誓)
第2条 新たに委員又は職員となった者は、様式第1号、様式第2号又は様式第3号による宣誓書 <u>に署名し、これ</u> を市長若しくは任命権者又はそれらの者の指定した者に提出してからでなければ <u>その</u> 職務を行っ	第2条 新たに委員又は職員となった者は、様式第1号、様式第2号又 は様式第3号による宣誓書を市長若しくは任命権者又はそれらの者の 指定した者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならな
てはならない。 2 (略)	ではなりない。 2 (略)

様式第1号	様式第1号
宣誓書	宣誓書
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ <u>擁護す</u>	私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ <u>、権護</u>
<u>る</u> ことを固く誓います。	<u>する</u> ことを固く誓います。
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき養務	私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき養務
を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いま	を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いま
₫.	ਰ∙
年 月 日	年 月 日
(<u>署名</u>) <u>印</u>	(<u>氏名</u>)

様式第2号 様式第 2号 宣 誓 書 宣 誓 書 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護するこ 私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護する ことを固く誓います。 とを固く誓います。 私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき 私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき 養務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いま 養務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓いま す。 す。 年 月 日 年 月 日 (署名) (氏名)

様式第 3 号 様式第 3号 宣誓書 宣誓書 私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防 私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防 の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又 の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又 は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実、かつ、公正に消防職務の遂行に当たること は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固 を固く誓います。 く誓います。 年 月 日 年 月 日 (署名) (氏名)

<議案第13号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例(平成26年条例第48号)新旧対照表

現行		改正後(案)		
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)		
基金の名称 (略)	設置の目的	基金の名称 (略)	設置の目的	
	境への負荷が少なく環境と共生する環境都市の推 及び環境の保全を行う資金に充てるため	堺市カーボンニュ ートラル <u>基金</u>	カーボンニュートラルの実現に向けた取組をはじめ とする環境への負荷が少なく環境と共生する環境都 市の推進及び環境の保全を行う資金に充てるため	
(略)		(略)		

<議案第14号 堺市立老人福祉センター条例の一部を改正する等の条例>

堺市立老人福祉センター条例(昭和47年条例第18号)新旧対照表

現行		改正後 (案)		
<u>別表</u>		別表(第2条関係)		
名称	位置	名称	位置	
堺市立堺老人福祉センター	堺市堺区協和町3丁	堺市立堺老人福祉センター	堺市堺区協和町3丁	
堺市立中老人福祉センター	堺市中区八田南之町	堺市立東老人福祉センター	堺市東区日置荘原寺町	
堺市立東老人福祉センター	堺市東区日置荘原寺町	堺市立西老人福祉センター	堺市西区鳳東町6丁	
堺市立西老人福祉センター	堺市西区鳳東町6丁	堺市立南老人福祉センター	堺市南区御池台5丁	
堺市立南老人福祉センター	堺市南区御池台5丁	堺市立北老人福祉センター	堺市北区常磐町1丁	
堺市立北老人福祉センター	堺市北区常磐町1丁	堺市立美原老人福祉センター	堺市美原区黒山(堺市立美原総合福祉会	
堺市立美原老人福祉センター	堺市美原区黒山(堺市立美原総合福祉 会館内)		館内)	

<議案第15号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例> 堺市子ども医療費助成条例(平成5年条例第22号)新旧対照表

現行

改正後 (案)

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成額を対象者の保護者(当該対象者が婚姻により成年に達したものとみなされる者(以下「成年擬制対象者」という。)である場合については、当該対象者。次条において同じ。)に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の交付)

第7条 市長は、<u>前条第1項本文</u>の規定による申請があったときは、そ の資格を審査し、規則で定める医療証を交付する。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者(当該受給者が<u>成年擬制対象者</u>である場合については、当該受給者。第14条及び第15条において同じ。)は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やか

(助成の方法)

第5条 医療費の助成は、前条第1項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者(以下これらを「医療機関」という。)に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成額を対象者の保護者(当該対象者が成年に達した者(以下「成年対象者」という。)である場合については、当該対象者。次条において同じ。)に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(医療証の交付)

第7条 市長は、<u>前条本文</u>の規定による申請があったときは、その資格 を審査し、規則で定める医療証を交付する。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者(当該受給者が<u>成年対象者</u>である場合については、当該受給者。第14条及び第15条において同じ。)は、住所、 氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長 に市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、当該受給者の保護者(当該受給者が成年 <u>操制対象者</u>である場合については、戸籍法(昭和22年法律第224 号)の規定による死亡の届出義務者)は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者の保護者(当該適用を受けようとする者が<u>成年</u> <u>擬制対象者</u>である場合については、当該適用を受けようとする者)に 対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の 報告を求めることができる。 に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、当該受給者の保護者(当該受給者が成年 対象者である場合については、戸籍法(昭和22年法律第224号) の規定による死亡の届出義務者)は、速やかに市長に届け出なければ ならない。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適 用を受けようとする者の保護者(当該適用を受けようとする者が<u>成年</u> 対象者である場合については、当該適用を受けようとする者)に対し、 出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を 求めることができる。

<議案第16号 堺市保健医療審議会条例の一部を改正する条例>

堺市保健医療審議会条例(昭和52年条例第17号)新旧対照表

你们休健医原奋俄云宋例(哈和 O Z 中宋例第 I (T
現行	改正後(案)
堺市保健医療審議会条例	堺市健康施策推進協議会条例
(設置)	(設置)
第1条 本市に堺市保健医療審議会(以下「審議会」という。)を設置	第1条 本市に <u>堺市健康施策推進協議会(以下「協議会</u> 」という。)を
する。	設置する。
(任務)	(担任事務)
第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、保健医療に関する総合対策の	第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議
樹立その他の重要事項について調査及び審議を行うものとする。	<u>を行うものとする。</u>
	(1) 本市における健康増進に関する施策(以下「健康施策」とい
	<u>う。)に係る計画の策定に関する事項</u>
	(2) 健康施策に係る事業の推進に関する事項
	(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(組織)	(組織)
第3条 <u>審議会</u> は、委員 <u>23人</u> 以内で組織する。	第3条 <u>協議会</u> は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。
	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
	<u>(1) 学識経験を有する者</u>
	(2) 健康施策に係る関係団体から選出された者
	(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(新設)

(新設)

(専門部会)

第4条 <u>審議会</u>に、専門の事項<u>を調査</u>及び研究をさせるため専門部会を 置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、<u>審議会の運営及び委員の構成そ</u> の他審議会に関して必要な事項は、市長が定める。 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

- 第5条 市長は、特別の事項を調査し、及び審議するため必要があると 認めるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したとき は、解嘱されたものとする。

(専門部会)

第6条 <u>協議会</u>に、専門の事項<u>について調査</u>及び研究をさせるため専門 部会を置く<u>ことができる</u>。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、<u>協議会の組織及び運営について</u> 必要な事項は、市長が定める。

<議案第17号 堺市手数料条例の一部を改正する条例> 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後 (案)			
	(動物の愛護及び管理に関する法律関係手数料)			
(新設)	第23条の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第1			
	05号)第39条の7第6項の規定に基づく鑑札の交付に関し、次に			
	掲げる手数料として、次の金額を当該交付を受ける者から徴収する。			
	犬の鑑札の交付手数料 1件 1,600円			

<議案第18号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成25年条例第4号)新旧対照表

	現行				改正後(案)		
別表(第2条、	第3条、第4条関係)			別表(第2条	、第3条、第4条関係)		
1 市長の降	付属機関			1 市長の	附属機関		
附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担任事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市子ども青	子ども青少年局が所管する	10人以内	2年	堺市子ども青	子ども青少年局が所管する	10人以内	委嘱され、又
少年局児童福	児童福祉施設等の施設の整			少年局児童福	児童福祉施設等の施設の整		は任命された
祉施設等施設	備及び運営に係る補助金の			祉施設等施設	備及び運営に係る補助金の		日からその日
整備審査会	交付並びに子育ての支援事			整備審査会	交付並びに子育ての支援事		が属する年度
	業に係る事業者の選定につ				業に係る事業者の選定につ		の末日まで
	いての審議及び審査に関す				いての審議及び審査に関す		
	る事務				る事務		
(略)				(略)			
堺市景観賞選	(m/z)			堺市景観賞選	(m/z)		
考委員会	(略)			考委員会	(略)		
【新設】				堺市駅前公共	堺市駅前公共施設用地活用	5 人以内	委嘱され、又
				施設用地活用	事業に係る事業者の選定に		は任命された
				事業者選定委	ついての審議及び審査に関		日から事業者
				員会	<u>する事務</u>		が選定される

	日まで
堺市建設局指	堺市建設局指
定管理者候補 (略)	定管理者候補 (略)
者選定委員会	者選定委員会
(略)	(略)
2・3 (略)	2・3 (略)

<議案第19号 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び堺市消防局災害活動支援隊条例の一部を改正する条例> 堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成20年条例第32号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
(任期)	(任期)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 欠員により任命された <u>もの</u> の任期は、前任者の残任期間とする。	2 欠員により任命された <u>者</u> の任期は、前任者の残任期間とする。
第10条 団員には、別表第2に定める報酬を支給する。	第10条 団員には、年額報酬及び出動報酬を支給する。
	2 年額報酬の額は、別表第2のとおりとする。
	3 出動報酬は、団員が災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同
	じ。)、警戒、訓練等に係る職務に従事する場合において支給するも
	<u>のとする。</u>
	4 出動報酬の額は、1日につき8,000円(前項の職務に従事した
	時間が8時間を超えた場合は、8,000円に当該超える時間につい
	て4時間までごとに4,000円を加算して得た額)とする。ただ
	し、当該職務に従事した時間が4時間を超えない場合における出動報
	酬の額は、1日につき4,000円とする。
	5 年額報酬及び出動報酬の支給方法については、規則で定める。
(費用弁償)	(費用弁償)
第11条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合において	第11条 団員が災害、警戒、訓練等に係る職務に従事する場合におい
は、別表第3に定める費用弁償を支給する。	て要した交通費等の費用については、堺市特別職の非常勤の職員の報

2 (略)

3 前項の旅費の支給については、消防職員の例による。

(服務)

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指示されたところに従って直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

別表第2 (第10条関係)

区分	報酬額		
(略)			
団員	年額	35,	000円

別表第3(第11条関係)

区分	金額
水火災の場合	1回につき、4,000円。ただし、1回当たりの従
	事時間が4時間を超えた場合は、4,000円を加算
	した額とする。
警戒、訓練等の	1回につき、3,000円。ただし、1回当たりの従
場合	事時間が4時間を超えた場合は、3,000円を加算
	した額とする。

酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)第4条第4 項の規定による費用弁償の例により、これを弁償することができる。

- 2 (略)
- 3 前項の旅費の<u>額及びその支給方法</u>については、消防職員の例による。

(服務)

第12条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、<u>災害</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指示されたところに従って直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

別表第2 (第10条関係)

区分	報酬額		
(略)			
団員	年額	36,	500円

(削除)

堺市消防局災害活動支援隊条例	(平成26年条例第60	号)新旧対昭表	(第2条関係)
		' 'J / // // IP // / / / / / / / / / / / / /	(21) 4 2 (21)

堺市消防局災害活動支援隊条例(平成26年条例第60号)新旧対照表(第2条関係)					
現行	改正案				
(報酬及び費用弁償)	(報酬)				
第7条 支援隊長等の報酬の額は、従事した日1日につき8,000円	第7条 支援隊長等の報酬の額は、1日につき8,000円(第2条の				
<u>以内において規則で定める。</u>	任務その他の公務に従事した時間が8時間を超えた場合は、8,00				
	0円に当該超える時間について4時間までごとに4,000円を加算				
	して得た額)とする。ただし、公務に従事した時間が4時間を超えな				
	い場合における報酬の額は、1日につき4,000円とする。				
2 支援隊長等が公務のための旅行に要する費用は、費用弁償として支					
給する。ただし、第2条の任務に従事する場合及びこれに係る訓練等					
<u>に参加する場合は、この限りでない。</u>					
3 前項の費用弁償の支給については、消防職員の旅費の支給の例によ	2 前項の報酬の支給方法については、規則で定める。				
<u>る。</u>					
	(費用弁償)				
	第8条 支援隊長等が第2条の任務又はこれに係る訓練等に従事する場				
	合において要した交通費等の費用については、堺市特別職の非常勤の				
(新設)	職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)第				
	4条第4項の規定による費用弁償の例により、これを弁償することが				
	<u>できる。</u>				
	2 前項に規定する場合を除き、支援隊長等が公務のために出張する場				
	合においては、旅費を支給する。				

		3 前項の旅費の額及びその支給方法については、消防職員の例によ		
	T 10)	<u>る。</u>		
第8	委任) 条 (略)	(委任) [9条 (略)		

令和4年第1回市議会(定例会)議案(条例関係)新旧対照表

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

令和4年2月 発 行

編集 • 発行 堺市財政局財政部資金課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL http://www.city.sakai.lg.jp/

配架資料番号

1-B2-21-0084